

# 箕面市看護師等確保対策

## 就職支度補助金・生活支援補助金のご案内



### 【問い合わせ先】

箕面市 健康医療部 医療政策課

〒562-0014 大阪府箕面市萱野5-7-1

電話番号 072-714-0009 (内線 2307)

## もくじ

1. 趣旨	1
2. 応募資格要件	1
3. 補助金額	2
4. 補助期間	2
5. 提出書類	2
6. 書類の提出先	3
7. 補助金の交付決定・交付方法等	3
8. 変更等の届け出	3
9. 補助期間満了後の手続き	4
10. 交付決定の取り消し・返還	4

# 1. 趣旨

この補助金は、箕面市立病院の看護師等確保のため、新たに市立病院に正規職員として勤務することになった看護師又は助産師（以下、「看護師等」という。）に対して、様々な費用に活用していただくことができる生活資金の補助を行うものです。この補助金の趣旨に則り、未永く本市の医療のために看護師・助産師として活躍していただくことを願っています。

# 2. 応募資格要件

	就職支度補助金	生活支援補助金
職種	看護師・助産師（正規職員）	
入職時期	令和7年4月1日～令和12年3月31日	
箕面市への居住について	採用の日の属する月の翌月末までに居住開始し、住民基本台帳に記録されていること	
居住継続について	採用の日から3年間、現に居住していること	補助金の交付対象月の末日に現に居住していること

※下記のいずれかに該当する場合は応募資格がありません。

- ・ 過去に当該補助金を交付されたことがあるかた
- ・ 医療法人協和会（以下、「法人」）が実施する修学資金貸与制度を受けたことがあるかた
- ・ 市立病院又は法人を退職して1年を経過せずに採用されたかた
- ・ 市立病院の非常勤職員（看護師・助産師）から引き続き正規職員となったかた

### 3. 補助金額

就職支度金：20万円（1回限り）

生活支援金：月7万円

※箕面市への居住開始が採用月の翌月の場合は、当該月から支給を開始します。

※当該補助対象期間のうち、育児休業、介護休暇、病気休暇その他の休業等の取得により、一月のうち一日も勤務しない月かつ無給の月は支給しません。

### 4. 補助期間

就職支度金：採用の日から3年間

生活支援金：採用月から36ヶ月間

### 5. 提出書類

<就職支度金>

※提出は1回限り。採用日の2ヶ月前から採用日の属する月の翌月の月末までに提出。

- ① 箕面市補助金交付申請書兼補助事業実績報告書
- ② 看護師等資格を有する又は有する見込みであることを証する書類（資格免許の写し又は卒業見込証明書）
- ③ 法人に市立病院の正規職員の看護師等として採用されることが内定したことを証する書類（採用内定通知書の写し）
- ④ 本市に居住したことを示す住民票の写し（申請日に本市に居住していない場合は、採用日の属する月の翌々月の15日までに提出）
- ⑤ 誓約書 兼 連帯保証書
- ⑥ 同意書
- ⑦ 連帯保証人の本人確認ができる書類（例：住民票の写し、マイナンバーカードなど）

<生活支援金>

※年度ごとに申請が必要。初回は採用日と箕面市に居住開始した日のいずれか遅い日の属する月の翌月15日までに提出。

- ⑧ 箕面市補助金交付申請書

- ⑨ 法人に正規職員の看護師等として在職していることを証する書類
- ⑩ 同意書
- ⑪ 住民票の写し又は戸籍の附票

## 6. 書類の提出先

平日の執務時間内（午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分）に、箕面市立病院リハビリテーション棟 1 階 医療政策課に、「5. 提出書類」に記載の提出書類をお持ちいただくか、郵送してください。

医療法人協和会の事務部では受付しませんので、ご注意ください。

## 7. 補助金の交付決定・補助金の交付方法等

### <就職支度金>

補助金の交付・不交付の決定通知書を申請者あてに送付します。補助金の交付決定を受けたかた（以下「補助対象者」）には、その後、補助対象者本人の預貯金口座に入金を行います。

### <生活支援金>

補助金の交付・不交付の決定通知書を申請者あてに送付します。補助対象者は、次の書類をご提出ください。

- ・ 債権者登録申請書（1 回限り）
- ・ 箕面市補助金概算払交付承認申請書（毎月提出）

書類の審査後、概算払交付・不交付の決定通知書を補助対象者あてに送付します。交付決定を受けたご本人の預貯金口座に入金を行います。

## 8. 変更等の届出

下記の場合、すみやかに医療政策課にご報告ください。

### <就職支度金>

- ・ 申請者又は連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき
- ・ その他重要な事項に変更が生じたとき

#### <生活支援金>

- ・ 育児休業、介護休暇、その他病気等による休業、退職等の取得により、月のうち1日も勤務せず、かつ無給の月がある場合（補助金の交付を停止します）

## 9. 補助期間満了後の手続き

#### <就職支度金>

手続きは不要です。

#### <生活支援金> ※毎年度末及び補助期間満了時に提出

補助対象者は、補助期間（「4. 補助期間」参照）満了日から30日以内に下記の書類をご提出ください。

- ① 箕面市補助事業実績報告書
- ② 補助期間に医療法人協和会の正規職員の看護師等として雇用されていたことを証する書類
- ③ 補助期間に本市に居住していたことを証する住民票の写し又は戸籍の附票
- ④ その他、市長が必要と認める書類

## 10. 交付決定の取り消し・返還

補助対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合や、下記に該当する場合は、すみやかに医療政策課にご報告ください。補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、補助金を返還していただきます。

#### <就職支度金>

- ・ 看護師等の資格を取得できなかったとき
- ・ 法人の内定を辞退した、又は取り消されたとき
- ・ 採用された日から正規職員の看護師等として3年間引き続いて勤務しなかったとき
- ・ 市外へ転出または本市での居住実態がなくなったとき

#### <生活支援金>

- ・ 市立病院に正規職員の看護師等として勤務しなくなったとき
- ・ 市外へ転出または本市での居住実態がなくなったとき